

本号の内容

- [AIPPI Standing Committees](#)
- [2017年 AIPPI シドニー総会](#)
- [今後の行事](#)
- [政府機関 & NGO](#)
- [記事・解説](#)
- [各国部会](#)

AIPPI Standing Committees

[進歩性を裏付けるための出願後データの使用に関する AIPPI の意見書](#)

John C. Todaro (Chair of AIPPI's Standing Committee on Pharma and Biotechnology)

AIPPI は、特許の権利化や訴訟手続きにおける、進歩性を裏付ける目的での出願後データの使用を認めるよう、世界各国の特許庁および裁判所に求める意見書 ([AIPPI Position Paper](#)) を出しました。

[第 34 回 WIPO 著作権・著作隣接権常設委員会 \(SCCR\)](#)

Shiri Kasher-Hitin (Member of AIPPI's Standing Committee on Copyright)

今回の会合は慌ただしいものになりました。放送機関の保護に関する十分に練られた条約案を、次の国連総会に大急ぎで間に合わせようとした努力は実らず、著作権保護の制限・例外を議題に残すかどうかについては意見が鋭く対立し、さらには、視覚芸術家の再販権、および著作者への報酬が透明性を欠いているとされる問題に関する見解についても、議題に残すことが難しくなりました。同意が得られたのは、Pierre Sirinelli 教授が、歯に衣を着せず、著作者を議論の中心に戻すよう WIPO 加盟各国に求めたスピーチのみだったようです。

2017年 AIPPI シドニー総会

早期割引 (Early Bird) での登録は 6 月 27 日まで

AIPPI General Secretariat

知的財産に関する年に一度のイベントである AIPPI 総会が 10 月に、活気あふれる港湾都市、シドニーで開催されます。知財のさまざまな分野の法律や実務に関するプログラムに参加でき、他の参加者とのネットワークを広げ、さまざまな交流行事やツアーを通じて、オーストラリアの魅力を満喫できます。

今なら Early Bird の料金で登録できます！

2017 年 8 月 29 日：通常料金での登録締め切り

シドニー総会へはエミレーツ航空をご利用ください

このたび、エミレーツ航空を、2017 年 AIPPI シドニー総会の提携航空会社に選定しました。エミレーツ航空はドバイを本拠地として、世界 6 大陸をすべてカバーし、現在 150 を超える目的地へ就航しています。

登録を済ませると、エミレーツ航空のウェブサイト (www.emirates.com) で、特別運賃が適用されるプロモーション・コードが発行されます。

詳細は本部ウェブサイト (www.aippi.org) をご覧ください。

AIPPI 総会におけるスポンサー募集のご案内

2017 年の AIPPI 総会は、10 月にオーストラリアのシドニーで開催されます。真新しい最先端のコンベンションセンターへ集う、世界各国からの参加者に PR できる貴重な機会です。新たな試みとして、AIPPI ウェブサイトのバナーや、各会場のスクリーンなども使用して、より目につきやすい形でスポンサー名が表示されるようにしました。そして、これまで以上に、スポンサーと参加者が親しく交流できる機会を多くするための、新たな工夫も採り入れています。シドニー総会は、スポンサーの皆様に素晴らしい機会を提供します。スポンサー募集の [パンフレット](#) をご覧になってご検討ください。

[2017年シドニー総会 - カウントダウン開始!](#)

AIPPI 2017 Professional Congress Organizer

参加登録受付中!

総会までちょうど5カ月、参加登録も開始され、すでに53の国々から登録があり、シドニー総会を心待ちにいただいています。このシドニー総会が最も心に残る総会の一つとなるよう準備を着実に進めております。女性向けイベントのさらなる充実や、後述する若年層対象のフォーラムなども含め、恒例の行事もすべて予定されています。

今後の行事

[2019年と2022年のAIPPI総会について](#)

Bureauは、今後のAIPPI総会を確実に成功させるため、各総会の実現可能性を確認した上で、イスタンブールとロンドンの開催年の順序を入れ替えていただくよう、トルコ部会と英国部会に要請しました。

両部会とも、この要請を了承していただき、大変感謝しております。この入れ替えにより、どちらの総会も確実に成功させることができるものと考えております。

従いまして、2019年の総会はロンドン、2022年はイスタンブールでの開催となります。

政府機関 & NGO

[Managing IP アジア知財フォーラム：ワシントン DC \(6月6日\) / パロ・アルト \(6月8日\)](#)

Managing IP

今年のフォーラムでは、アジアにおいて現時点で直面している知財に関する重要な課題や変化について紹介し、絶えず変化する情勢の中で、知財ポートフォリオの価値を最大限に高め、競争力を維持するためには、そうした変化にいかに対応したらよいかについて考えます。

- ・ [ワシントン DC のプログラム](#)
- ・ [パロ・アルトのプログラム](#)

一日で完結するこの対話型フォーラムは、特に知的財産からの利益を最大限に高めたい、あるいは世界で最も急速な成長を遂げているマーケットについて絶えず十分な情報を得ておきたいという人に最適です。また、法律事務所やインハウスの弁理士、弁護士が150名以上参加するこのフォーラムには、人脈作りや、共通の課題について情報交換ができるチャンスもあります。

[第5回 UP&UPC 年次会議：統一特許裁判所 2017 年 12 月の発足に向けて](#)

2017 年 7 月 5 日 - 欧州特許庁（ミュンヘン）

Premier Cercle



欧州単一効特許（UP）と統一裁判所（UPC）の設置によって欧州特許制度を実現するための、進行中のプロセスに加わっていただきます。2017 年 12 月の制度運用開始について、欧州の裁判官、UPC の各委員会のメンバー、知財実務者、および産業界の代表者が議論します。

記事・解説

[オーストラリア：レーダー氏講演「特許制度の未来」](#)

Brett Shandler (DLA Piper, Australia)

2017 年 5 月 16 日、AIPPI オーストラリア部会は（IPRIA と共同で）、米国連邦巡回控訴裁判所の前首席判事で、現在は清華大学の法律学教授を務める、ランドール・R・レーダー氏をお迎えして「特許法の未来」をテーマに講演いただきました。

[中国：名古屋議定書に基づく法制化](#)

Bin OU (NTD Intellectual Property Attorneys, China)

中華人民共和国環境保護部（MEP）はこのほど、生物遺伝資源の取得と利益配分に関する行政法規（原案）を公開し、パブリックコメントを募集しました。

この法案は、名古屋議定書の要件を満たすためのもので、中国におけるバイオ分野の研究開発のさまざまな側面に重要な影響を及ぼす可能性があります。

[フランス：ストリーミングと著作権侵害対策 - 欧州司法裁判所の新たな判決](#)

Tougane Loumeau (GIDE LOYRETTE NOUEL, France)

欧州司法裁判所はこのほど、著作権侵害対策の分野、具体的には、ネット上でのストリーミングに関して、興味深い判決を下しました。この判決は、著作権者やメディア業界の利益にとっては、好ましい内容です。

[日本：平成 28 年の意匠審査基準改訂は GUI にどう対応しているか](#)

ユアサハラ法律特許事務所 矢部耕三

スマートフォンやタブレット端末などの携帯デジタル機器との関連で GUI の需要は高まっており、こうした状況への対応として特許庁（JPO）は、平成 28 年の意匠審査基準改訂によって、事後的にインストール／記録された画面上の画像も対象としましたが、意匠法にはまだ制約があります。

[タイ：特許審査の迅速化](#)

Nathapong Tongkaew (Domnern Somgiat & Boonma, Thailand)

タイ政府は、5 年以上係属している特許出願の審査を迅速化するプロセスを計画しています。このプロセスが実現されれば、3 カ月間で約 12,000 件の特許が付与されるものと予想されます。

[米国：衣服の装飾的要素は著作権保護の対象となる](#)

Seth I. Appel (Pattishall, McAuliffe, Newbury, Hilliard & Geraldson LLP, U.S.A.)

米国最高裁は、Star Athletica, L.L.C. v. Varsity Brands, Inc.事件

(https://www.supremecourt.gov/opinions/16pdf/15-866_0971.pdf)において、衣類のデザインに関する著作権という泥水の中に飛び込みました。最高裁は、Varsity Brands社のチアリーダーのユニフォームについて、ユニフォーム自体は著作権保護の対象とならない実用品だが、ユニフォームに使用されるデザインは保護され得ると判示しました。

各国部会

[AIPPI ポーランド・ドイツ・フランス合同セミナー - 2017年3月16日・17日 - ワルシャワ](#)

Bartosz Krakowiak (President of the Polish Group)

長年にわたる AIPPI 地域会合の伝統に従い、今年も 2017 年 3 月 16 日・17 日に、ポーランド、ドイツ、フランスの 3 部会による、知的財産のテーマに関する合同セミナーが、ワルシャワの有名なホテル・ブリストルで開催されました。

セミナーは、AIPPI 本部 President の Hao Ma 氏、ならびに主催部会の会長である、Bartosz Krakowiak 氏（ポーランド部会）、Jochen Bühling 氏（ドイツ部会）、Eléonore Gaspar 氏（フランス部会）の出席のもと開会されました。また主な講演者として、ポーランド特許庁副長官の Andrzej Pyrza 氏、DG GROWTH（欧州委員会）チーフエコノミストの Kamil Kiljanski に出席いただきました。

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。